

平成21年度の組織改正について

～「環境政策局」を先頭に、新たな体制で未来の京都を創造します～

平成21年4月1日付けで、次のとおり組織改正を行うため、2月市会に京都市事務分掌条例の改正案を提出します。

なお、局レベルの組織改正は、平成11年4月以来10年ぶりであり、これにより、本市の局の構成は、これまでの9局体制から8局体制となります。

1 環境政策局の設置

地球温暖化対策をはじめとする環境政策を本市の市政運営の基本に据え、市民の皆様と共に地球温暖化対策、ごみの減量、リサイクル等の環境共生のまちづくりに向けた取組を総合的に進めていくため、筆頭局として「環境政策局」を設置します。

2 行財政局の設置

市政の持続的かつ安定的な発展に向け、限られた資源を最大限に活用する最も効率的かつ効果的な行財政運営を確立するため、総務局と理財局を統合し、「行財政局」を設置します。

3 国際化の推進に向けた体制の強化

本市の国際化の推進に向けた取組を全庁一丸となってより一層強化するため、総務局から本市の政策を総合的に推進する部門である総合企画局に国際化の推進に関する事務を移管します。

(参考) 京都市事務分掌条例新旧対照表

現 行		改正後
総合企画局 (1) 基本構想に関すること。 (2) 市政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (3) 秘書に関すること。 (4) 市民参加の促進に関すること。 (5) 広報及び広聴に関すること。 (6) 情報化の推進に関すること。		環境政策局 (1) 地球温暖化対策の推進に関すること。 (2) 環境の保全に関すること。 (3) 廃棄物の減量及び処理に関すること。 (4) 生活環境の清潔の保持に関すること。
総務局 (1) 議会及び市政一般に関すること。 (2) 事務の管理に関すること。 (3) 職員に関すること。 (4) 国際化の推進に関すること。 (5) 他の局の主管に属しないこと。		行財政局 (1) 議会及び市政一般に関すること。 (2) 事務の管理に関すること。 (3) 職員に関すること。 (4) 予算その他財政に関すること。 (5) 税に関すること。 (6) 他の局の主管に属しないこと。
理財局 (1) 財政に関すること。 (2) 税に関すること。 (3) 公有財産及び調達に関すること。 (4) 土地対策に関すること。		総合企画局 (1) 基本構想に関すること。 (2) 市政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (3) 秘書、広報及び広聴に関すること。 (4) 市民参加の促進に関すること。 (5) 国際化の推進に関すること。 (6) 情報化の推進に関すること。
環境局 (1) 環境の保全に関すること。 (2) 廃棄物の減量及び処理に関すること。 (3) 生活環境の清潔の保持に関すること。		